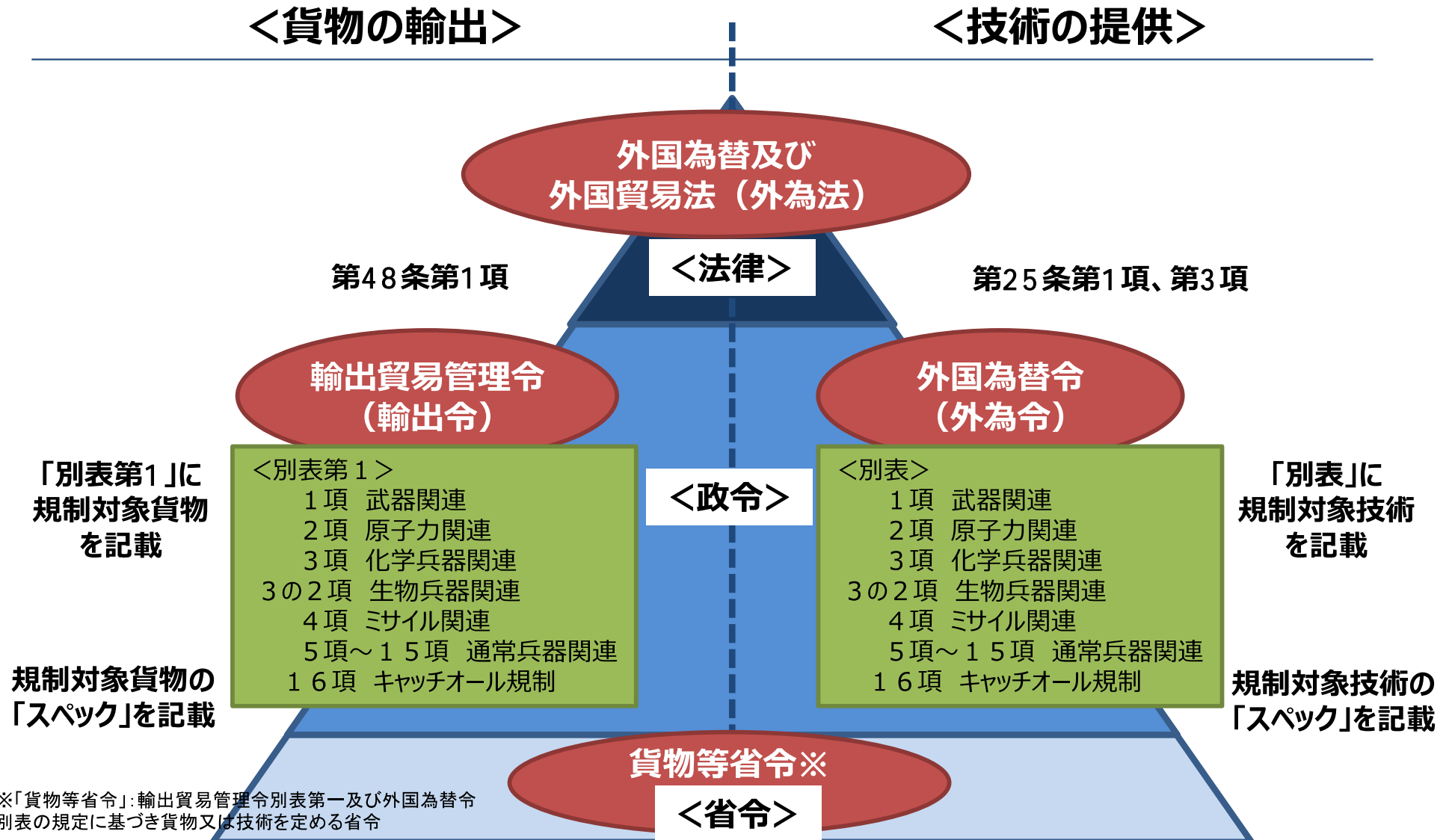




我が国の安全保障貿易管理制度

安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



※「貨物等省令」: 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
と許 可 な る 要 件 必 要	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 (=ホワイト国)【計27カ国】: 輸出令別表第3

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2

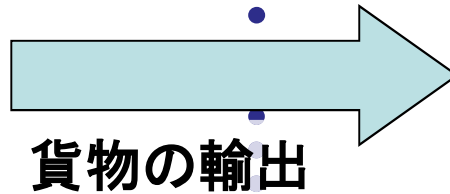
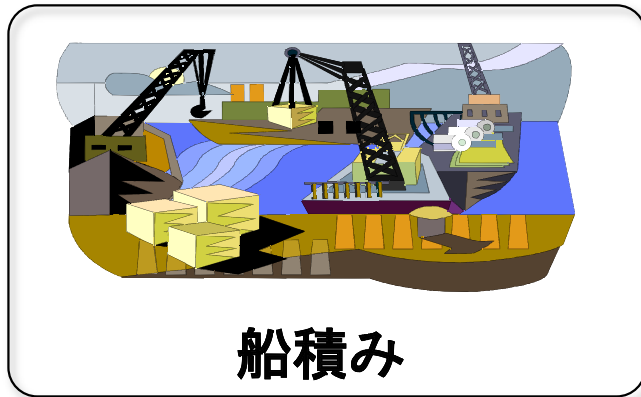
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国

イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

技術取引に対する規制：貨物の輸出と技術の提供の相違

— 日本 —



貨物の輸出

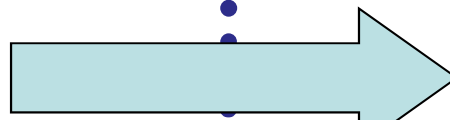
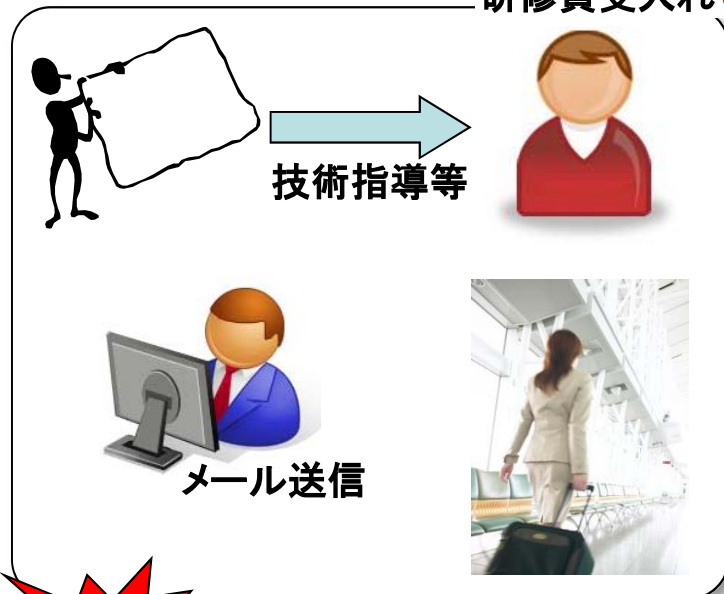


注意
ハンドキャリーでの持ち出しも輸出

— 外国 —



研修員受入れ(非居住者)



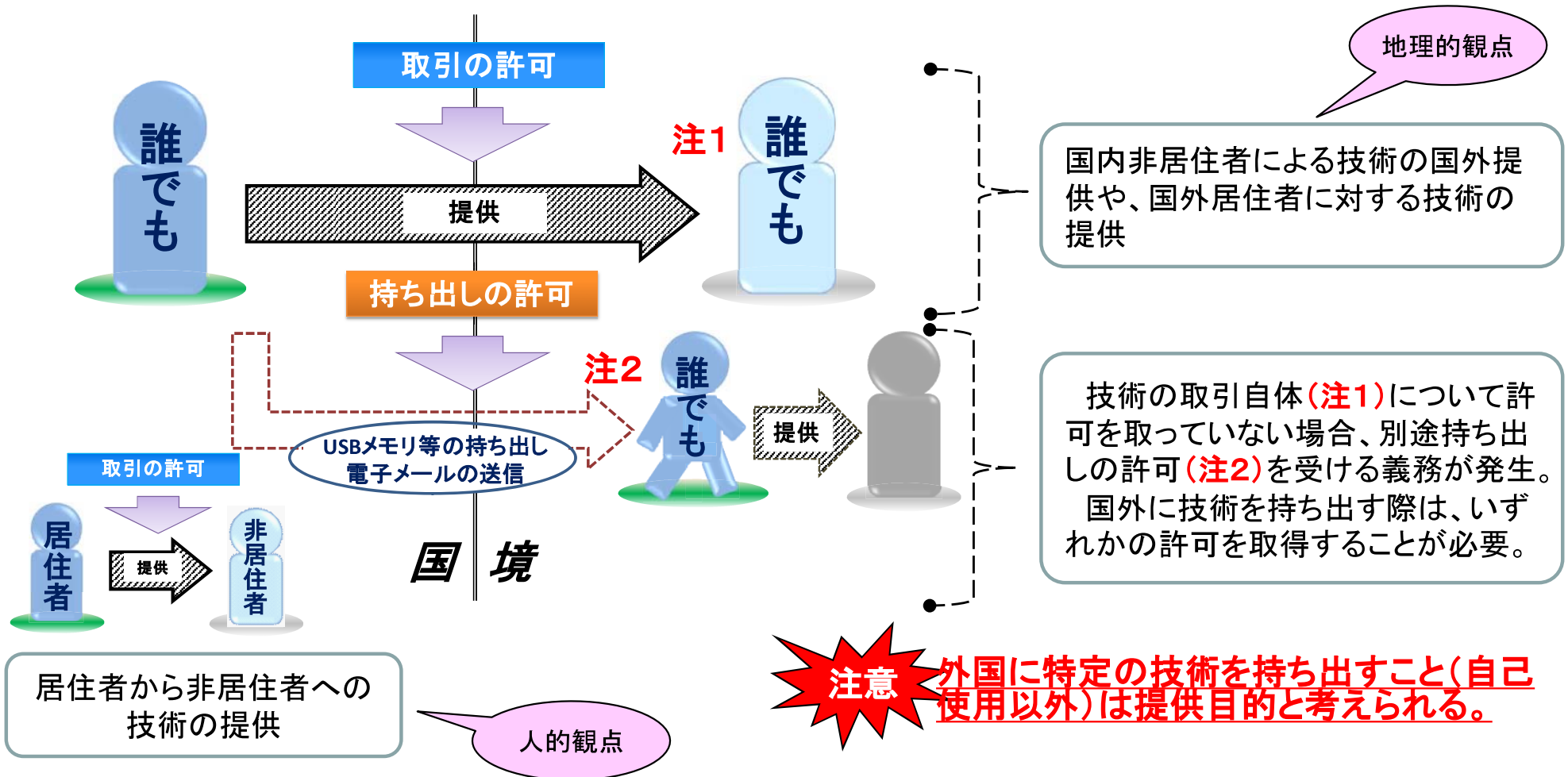
技術の提供
(技術データの提供、
技術支援等による。)



注意 技術取引は日本国内においても発生する可能性あり!

技術取引に対する規制: 対象行為

特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引(人的観点)、②外国において提供することを目的とする取引(地理的観点)、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為、を行う場合に許可が必要。



技術取引に対する規制: 対象技術の内容(種類)

リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造工程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意

非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。

<提供の形態>

技術データ → 文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など
注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある。

技術支援 → 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど

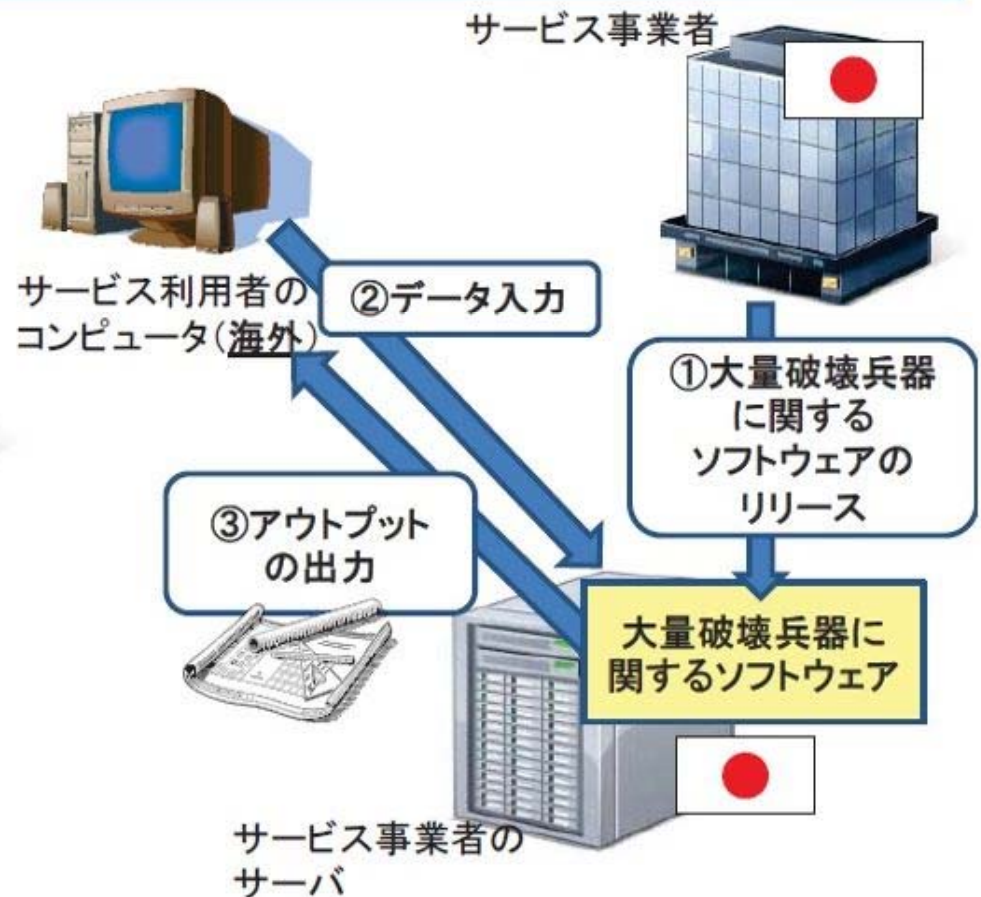
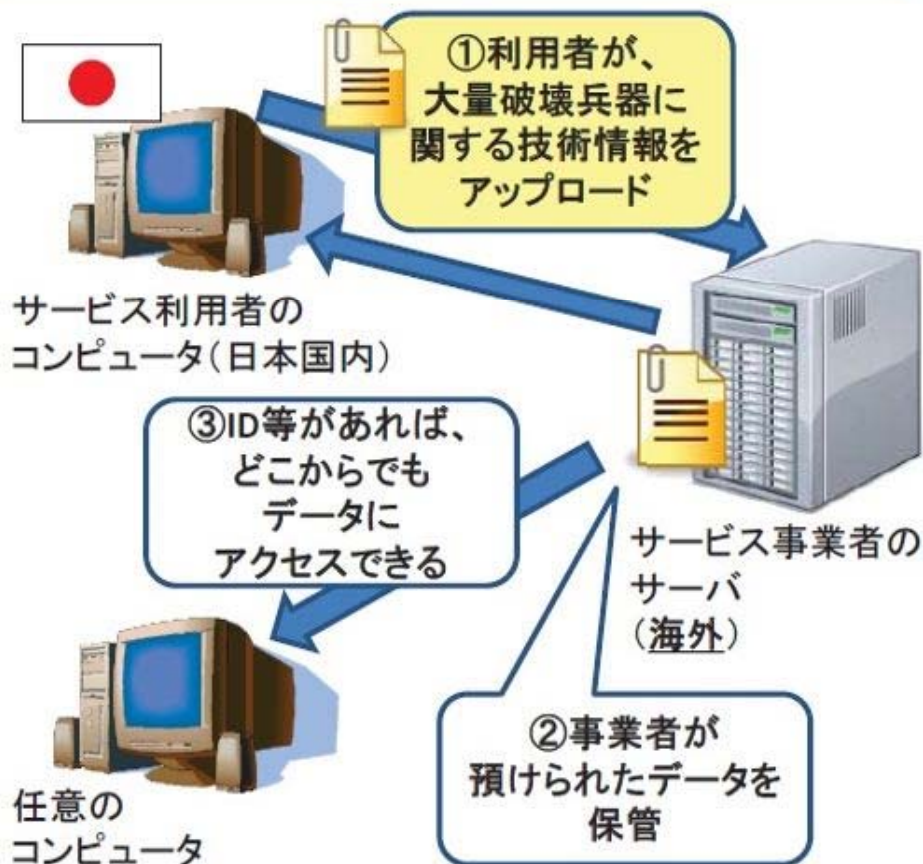
外為法との関連が想定されるサービス形態の例

①ストレージサービス

サービス利用者が、サービス事業者のサーバに大量破壊兵器などに関するデータをアップロードし、サービス事業者がこれを保管する。

②SaaS (= Software as a Service)

サービス利用者がプログラムをダウンロードすることなく、インターネットを通じて、サービス事業者のサーバ上にあるプログラムを利用できるようにする。



いわゆるクラウドコンピューティングサービスの考え方について

①「ストレージサービス」と呼ばれる、電子データをインターネットを介して外部サーバーに保管することができるサービス、及び、②「SaaS (Software as a Service)」と呼ばれる、アプリケーションプログラム等をダウンロードせずともインターネットを介して利用することができるサービスについて、役務通達を改正し、外為法上の規制範囲を明確化しました。

(2013年6月21日公布、同年9月1日施行)

• ストレージサービス

- 保管だけが目的であれば、原則として許可不要
- ただし、実質的には「(外為法上の規制技術を)提供することを目的とする取引」といえる場合には、許可が必要
 - 自分がストレージに保管している特定技術を、サービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることを知っていたり、契約後に知ったにもかかわらず放置していた場合等がこれにあたります。

• SaaS等

- プログラムを利用できる状態に置くことになるので、そのプログラムが外為法上の規制技術である場合は許可が必要
 - ただし、そのプログラムが市販プログラムに該当する場合は、特例により許可不要です。
 - サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点で「提供」することになるので、役務取引許可申請が必要な場合はそれ以前に許可を得てください。

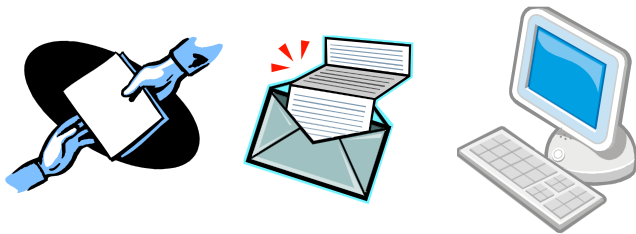
安全保障貿易管理ホームページに、具体的な事例に則したQ&Aを掲載しておりますので、役務通達と合わせてご確認ください。

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要！

1. リスト規制に該当するか否かを確認！ ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
 - ①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途や需要者に懸念があるか否か
 - ②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途に懸念があるか否か

- 上記1. 又は2. に該当する場合、必要な書類を用意して窓口(経済産業省(本省)又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。



※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。

- ①窓口への書類持参
- ②窓口あてに郵送
- ③電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)

- 上記1. 及び2. のいずれにも該当しない場合、許可申請は不要。